

白岡市地域支援事業配食サービス業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

この要領で定める「白岡市地域支援事業配食サービス業務委託公募型プロポーザル」は、白岡市配食サービス事業を実施するにあたり、広く企画提案を募集し、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を選定することを目的とする。

2 業務委託の概要

(1) 業務委託名

白岡市地域支援事業配食サービス業務委託

(2) 業務委託場所

白岡市全域

(3) 業務内容

白岡市地域支援事業配食サービス業務委託特記仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

※業務の委託期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとし、契約締結日から令和6年3月31日までの間は、引継ぎ等の準備期間とする。

(5) 提案限度額

提案金額は、1食あたり720円（消費税を含む）を上限とする。

※利用者負担額は、1食あたり420円（消費税を含む）を上限とする。

※市負担額は、1食あたり300円（消費税を含む）を上限とする。

(6) 配食予定数

1日あたり平均25食を予定している。

※配食予定数は見込みであり、増減する場合がある。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 本事業の趣旨に賛同し、白岡市配食サービス事業実施要領（平成28年10月28日施行）及び白岡市地域支援事業配食サービス業務委託特記仕様書（以

下「仕様書」という)に基づく業務の履行が可能であること。

- (2) 万が一、食中毒等により一時的に営業停止となった場合において、速やかに代替事業者等により対応し、サービスを滞りなく実施できること。
- (3) 食事の配送を行うに当たっては配送員を配置し、利用者の安否確認及び異常時の緊急連絡の体制が確保できること。
- (4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）による「飲食店営業」の営業許可を受けていること。
- (5) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条の規定による管理栄養士の免許を持った者を配置していること。あるいは、管理栄養士の免許を持った者がメニュー作成を担当（監修を含む）していること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中、又は更生手続中でないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立て中、又は更生手続中でないこと。
- (9) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立てがなされていないこと。
- (10) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による特別清算開始の命令がなされていないこと。
- (11) 国税、県税、市税及び社会保険料に滞納がないこと
- (12) 事業者（法人の場合は、法人及びその役員等）及びその使用人その他の従業者が次のいずれにも該当していないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (13) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属していないこと。
- (14) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

4 プロポーザルのスケジュール（予定）

内 容	日 程
公募要領の公表	令和5年12月14日（木） 【市ホームページに掲載】
質問受付	令和5年12月14日（木）から 令和5年12月19日（火）正午まで 【電子メールのみ】
質問回答	令和5年12月27日（水） 【全ての質問・回答をホームページに掲載】
申込書類の提出	令和5年12月22日（金）午前9時から 令和6年1月11日（木）午後5時まで 【市役所高齢介護課窓口へ持参】
書類審査	令和6年1月16日（火）から 令和6年1月19日（金）まで
書類審査結果通知	令和6年1月24日（水）発送予定
審査委員への資料配布	令和6年1月24日（水）
ヒアリング審査 選考委員会	令和6年2月6日（火） 【市役所1階 会議室101】
選定結果の通知	令和6年2月14日（水）発送予定
契約予定日	令和6年2月21日（水）
業務引継準備 (受注者変更の場合)	令和6年2月21日（水）から 令和6年3月29日（金）まで
サービス開始日	令和6年4月1日（月）

5 参加申込書の提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、以下に定める方法により参加申込書類一式を提出するものとする。

(1) 提出期間

令和5年12月22日（金）から令和6年1月11日（木）までの開庁日
※各日とも午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

白岡市役所 1階 健康福祉部高齢介護課

(3) 提出方法

必ず事前に電話連絡の上、持参により提出するものとする。

(4) 提出部数

正本1部、副本7部 計8部（副本はコピー可）

(5) 参加申込書類【インデックス番号】

- | | | |
|---|---|------|
| ア | 参加申込書（様式第1号） | 【1】 |
| イ | 誓約書（様式第2号） | 【2】 |
| ウ | 法人（個人事業者）の概要及び業務実績（様式第3号） | 【3】 |
| エ | 法人（個人事業者）の事業等経歴及び概要がわかるパンフレット等 | 【4】 |
| オ | 法人の全部事項証明書（法務局発行、3か月以内に取得したもの）
（個人事業者の場合は、身分証明書及び個人事業の開業・廃業等届出書の写し） | 【5】 |
| カ | 定款、寄付行為その他類する書類（3か月以内に発行されたもの） | 【6】 |
| キ | 法人の印鑑証明書（法務局発行、3か月以内に取得したもの）
（個人事業者の場合は、個人の印鑑証明書） | 【7】 |
| ク | 役員等名簿（様式第4号） | 【8】 |
| ケ | 決算報告書（直近1年分）
（個人事業者の場合は、所得税確定申告書の写し等） | 【9】 |
| コ | ①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）、②法人市民税の納税証明書及び③社会保険料納入証明書（各3か月以内に発行されたもの）
（個人事業者の場合は、①所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）、②個人市民税の納税証明書及び③社会保険料納入証明書）
（納税義務がない場合は、納税義務がない旨を記載した申立書（任意 | 【10】 |

様式))

- サ 食品衛生法に基づく調理施設に係る営業許可証の写し 【11】
- シ 生産物賠償責任保険加入証の写し 【12】
- ス 管理栄養士、調理師免許の写し 【13】
- セ フランチャイズ契約書の写し（※フランチャイズ契約の場合） 【14】
- ソ 運営に関する計画書（様式第5号から様式第11号） 【15】

(6) 提出にあたっての留意点

- ア 申込書類に不備が認められた場合は受理できない場合があるので、十分注意の上、提出すること。
- イ 申請書類は、次のとおり調製すること。
 - (ア) A4版縦型ファイルに左綴じ。
 - (イ) 全体の目次をつけること。
 - (ウ) 申込書類ごとに合紙を挟み、その合紙にインデックスをつけること。
 - (エ) ファイルの表紙及び背表紙に「白岡市地域支援事業配食サービス業務委託公募型プロポーザル書類（事業者名）」を記載すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和5年12月19日（火）正午まで（必着）

(2) 提出方法

- ア 質問票（様式第12号）に記入の上、以下の電子メールアドレスまで送信するものとし、電話、FAX、窓口での口頭質問は受け付けない。メール送信後、受信確認の電話連絡すること。

※件名：白岡市地域支援事業配食サービス業務委託公募型プロポーザルに関する質問

※E-mail：koureikaigo@city.shiraoka.lg.jp

(3) 回答方法

- ア 全ての質問を取りまとめて、令和5年12月27日（水）までに市公式ホームページに掲載します。
- イ 質問は、実施要領及び仕様書の内容に関するもののみとし、それ以外の質問については回答しません。

7 参加の辞退

(1) 提出期限

令和6年1月12日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

速やかに事務担当課へ連絡の上、辞退届（様式第13号）を郵送又は持参により提出するものとし、辞退届提出後は辞退を撤回できないものとする。

8 参加申込の取消

本プロポーザルに参加申込をした者（以下「参加者」という。）が、申込書類の提出締切日以降、選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、参加申込を取り消し、選定審査対象から除外することとする。

(1) 公募型プロポーザル実施要領に違反した場合

(2) 公募の採否の働きかけを行う目的で、参加者又はその関係者が直接、あるいは間接に本市職員等と接触をもった場合など、審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(3) その他、以下に掲げる行為があった場合

ア 申込書類に虚偽があるとき

イ その他不正な行為があるとき

9 選定方法

(1) 書類審査（参加資格審査）

提出された5(5)に定める申込書類により、参加者が「3参加資格」に定める要件を満たしているか事務担当課で書類審査を行い、審査結果を全ての参加者へ令和6年1月24日（水）に書面で通知する。

(2) ヒアリング審査

書類審査を通過した参加者に対して、以下のとおりヒアリング審査を実施する。ヒアリング審査は、市が設置する選定委員会の委員が別紙【評価基準】の評価項目に沿って受注候補者の選定を行う。

なお、選定委員会は、非公開とする。

ア 開催日程

令和6年2月6日（火）

※詳細については、各参加者に事前に連絡する。

イ 開催場所

白岡市役所本庁舎 1 階 会議室 1 0 1 (控室：会議室 1 0 3)
埼玉県白岡市千駄野 4 3 2 番地

ウ 内容・時間

- (ア) プレゼンテーション (15分程度)
- (イ) 試食評価 (10分程度)
- (ウ) 質疑応答 (10分程度)

※プレゼンテーションは、パワーポイントや動画等も利用可能とする。
プロジェクター、スクリーンは市で用意可能であるため、必要な場合は令和6年1月12日(金)午後5時までにその旨を連絡すること。その他の必要な設備及び持参する機材がある場合は、同様に事前に問い合わせること。

※調理済時間を明示した、審査用弁当を4食分持参すること。

※容器を返却する必要がある場合は、事業者が翌日回収に来るものとする。

※審査用弁当に係る費用は、参加者の負担となる。

※審査用弁当の調理方法は、以下のとおりとする。

種類	1	2	3	4
御飯	普通	普通	普通	おにぎり
おかず	普通	大きいきざみ	小さいきざみ	普通

エ 出席者

出席者は3名以内とし、参加者の職員でない者やコンサルタント等の参加は認めない。

(3) 選定に関する留意事項

ア 各委員の採点結果の合計が最高得点の者を受注候補者として選定する。ただし、参加者が一者の場合でも、基準点に達しない者は受注候補者として選定しないものとする。

イ 最高得点の者が複数であった場合は、評価項目の最高数が多い者とする。

ウ 評価項目の最高数が同数だった場合は、委員の協議により選定する。

10 選定結果

選定結果については、令和6年2月14日（水）に書面で参加者に通知する。
また、市公式ホームページにおいて公表する。

なお、通知する結果は当該参加者に関する結果のみとし、審査内容及び審査結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

11 契約に向けた手続

- (1) 市と受注候補者との間で契約に向けた手続を行うものとする。ただし、市と受注候補者との間で合意に至らない場合又は受注候補者が辞退した場合は、次点の者を受注候補者に繰り上げて同様の手続を行うものとする。
- (2) 契約時に契約保証金の納付が必要となる場合がある。
- (3) 辞退等により市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (4) 事業者の事情により業務の実施ができなくなった場合においても、準備のために支出した費用等について市は補償しない。

12 申込に際しての留意事項

- (1) 受注候補者としての選定の可否に関わらず、申込に要した費用等は参加者の負担とする。
- (2) 選考されなかったことによる損害等について、市は責任を負わないものとする。
- (3) 市は、選定された受注候補者において、この要領に記載する事項について、重大な違背行為があったと認めるときは、決定について取り消すことができる。
また、取り消した場合は、次点の者を受注候補者として繰り上げて決定することができる。
- (4) 提案した内容は、その実現について承諾したものとみなす。
- (5) 参加者からこの要領に基づき提出された書類は、参加者に帰属する。ただし、契約の締結に至った提案書等の著作権は、市に帰属するものとする。
なお、選定の可否に関わらず、市が本プロポーザルの報告及び公表のために必要と認める場合は、提案書等の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) この要領に基づき提出される書類は、提出期間内に限り補正することができる。提出期間終了後は変更することができないものとし、また、その理由如何に関わらず書類等の返却はしない。
- (7) 市が必要と認める場合は、市は参加者に対し追加書類の提出を求め、また記

載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。

- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、白岡市情報公開条例（平成7年9月白岡市条例第20号）の規定に基づき、提案書等を公開することがある。
- (9) その他この要領に定めのない事項及びこの要領に疑義が生じた場合は、別途市の指示によるものとする。

13 書類提出先及び問合せ先

〒349-0292

埼玉県白岡市千駄野432番地

白岡市健康福祉部高齢介護課 地域支援担当

TEL：0480-92-1111（内線173・175）

FAX：0480-93-5037

E-mail：koureikaigo@city.shiraoka.lg.jp

別紙

【評価基準】

評価項目	審査内容
運営体制	①利用者との事前調整について ②調理方法・調理体制について ③配達方法について ④見守り方法、個人情報保管方法について
職員体制	①人員構成（調理、配達、調整関係）について ②業務の指揮、命令系統について ③調理、配達従事者の休暇、その他事由等における交代要員の確保と対応策について
衛生管理体制	①安全衛生管理に関する基本的な考え方について ②安全衛生管理体制について （チェック方法、報告・管理体制、マニュアル・基準等） ③調理従事者等の健康管理体制について ④食中毒等問題発生時（非常時）の対応策について
緊急時・問題発生時等対応体制	①安否確認が出来ない場合の対応方法について ②利用者異常発生時等の対応方法について ③事故、災害発生時の緊急対応方法について ④異物混入、物資の異常等報告時の対応方法について ⑤調理業務、調理員に係る諸問題が報告された場合の対応について
利用者への対応等	①サービス開始前における利用者への事前連絡や事前訪問等の対応方法及び心がけについて ②サービス時、利用者への配達時における対応方法及び心がけについて ③その他、利用者等へ心がけていること等について
食事内容 (ヒアリング審査時)	①色取り、盛付けについて ②主食の量や固さについて ③副食の味付け、栄養バランスについて
実績	○配食サービス事業の受注実績
見積額	○1食当たりの金額

評価項目及び評価点（合計100点）